

七戸町文化賞に関する規則の運用について

(趣旨)

第1条 この運用は、七戸町文化賞に関する規則（平成17年七戸町規則第148号。以下「規則」という。）の適切な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(範囲)

第2条 受賞者の範囲は、当町の町民または団体のほか、当町に密接な関係があり（過去に当町に居住していた者）、町外で活躍し、当町の文化の向上発展に功績があった者を対象とする。

(選考分野)

第3条 文化賞、文化功労賞及び文化奨励賞の選考分野（以下「分野」という。）は、次のとおりとする。

(1) 芸術：文学、美術、音楽、演劇、映画、芸能、舞踊、写真、茶道、生け花、書道等

(2) 学術：人文科学、社会科学、自然科学等

2 上記により判断できない分野については表彰しない。

(表彰の基準)

第4条 第3条に規定する各賞の表彰の基準は規則第3条の他、次の基準を全て満たす者とする。

(1) 文化賞

ア 全国規模の展覧会又は発表会等において、最高賞または同等の業績をあげるとともに、当町の名誉を高揚した者、若しくは町民の模範とされる者であること。

(2) 文化功労賞

ア 通算15年以上に渡り会員として活動しているとともに、5年以上に渡って代表を務めた者、若しくは10年以上に渡って養成指導にあたった者であること。

(3) 文化奨励賞

ア 前年の表彰推薦締切日の翌日から、当該年度の表彰推薦締切日までの間に、その分野において、優れた成績を収めた者であること。

イ 全国規模の展覧会または発表会等において、最高賞以外の上位2賞を受けた者、または県内規模の展覧会または発表会等において最高賞を受けた者であること。

ウ 高校の部については、町民であって町内の高等学校に在籍している場合は、個人と団体を表彰する。また、町外の高等学校に在籍している場合は個人を表彰する。

(4) 対象除外

ア 文化関係の名目的役職の地位にある者、また財政援助をしたに過ぎない者。

イ 町の表彰を受けた者。

ウ 生業との関連が見受けられる者。

エ 規則第3条及び本運用第4条に該当しても、素行上問題がある者。

(故人に対する表彰)

第5条 故人に対する表彰については、被表彰者が当該年度で死亡した場合のみ行うものとする。

(表彰の重複等)

第6条 各賞において、同一内容での重複表彰は行わない。

2 国等から特別な成績や功績、また功労等で表彰された場合は、重複の受賞を認めるものとする

(推薦)

第7条 規則第8条の規定に基づき推薦する際は、同条第3項に推薦書別表と、必要に応じて功績を明らかにする書類を添付しなければならない。

2 推薦後に被推薦者が死亡や転居、または功績、賞罰その他の事項があった場合は、直ちにその旨を主管課長に報告しなければならない。

(推薦書類)

第8条 推薦書類は、次に掲げる事項に注意し、作成するものとする。

(1) 推薦書類は、推薦者ごとに別様とする。

(2) 氏名は、略字を用いず戸籍どおりの字画を記載し、団体については、定款又は規約等に定めている正しい団体名を記載する。

(3) 年齢は、推薦書類提出締切日現在とする。

(審査)

第9条 表彰に関する審査について必要な事項は、規則及びこの内規に定めるもののほか、次に掲げるものとする。

(1) 規則第9条に規定する七戸町文化賞審査会は、秘密会とする。

(2) 各団体より推薦されていない者であっても、事務局で推薦することができるものとする。

(3) 規則における「永年」とは、15年以上とする。

(賞状及び副賞)

第11条 各賞における賞状及び副賞の授与については、次のとおりとする。

(1) 個人においては、賞状と副賞をそれぞれ授与する。

(2) 団体においては、賞状は1枚を授与し、副賞はその団体に属する対象者それぞれに授与する。

推薦書別表

展覧会・発表会等の名称	
受賞名等	
活動年数	S ・ H ・ R 年から通算 年間
代表者年数	S ・ H ・ R 年から通算 年間
養成指導年数	S ・ H ・ R 年から通算 年間
備考	

推薦書別表の記載要領

番号等	項目等	文化賞	文化 功労賞	文化 奨励賞
展覧会・発表 会等の名称	賞等を受けた展覧会や発表会等の名称を記載	○	×	○
受賞名等	展覧会や発表会等で受けた賞等の名称を記載	○	×	○
活動年数	活動開始年と通算年数を記載	○	○	○
代表者年数	団体の長の開始年と通算年数を記載	×	○	×
養成指導年数	後進指導等の開始年と通算年数を記載	×	○	×
備考	※その他特記事項がある場合に記載 例 ・ 町民以外の方の場合、当町との関係性 ・ 賞罰等の内容	※	※	※